

なにが変わる？

玉野市協働のまちづくり事業

令和6年度
事業実施分
から

地域の活性化と特色ある地域づくりを目指し、市内の自治会やボランティア団体などが行う社会貢献活動を支援する「協働のまちづくり事業」は、令和6年度から次のように制度を見直し、みなさまの活動を応援します！

1 交付申請回数の上限が変わります！

回数制限により
申請できなかった団体も、
再度申請できるよう
になりました！

1事業3回まで

見直し後

1団体 8年間の事業年度期間*に3回まで。

* 令和6年度以降、1回目の補助金交付年度から起算します。

8事業年度経過後は、交付回数がリセットされ、再度申請できます。

例	初期8事業年度								次の8事業年度				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	～	R21	R22
A	①	②	③					終了	再①	～	～	終了	
B	①			②				③:終了	—	再①	～	～	終了
C	①					②		終了	再①	～	～	終了	

*①②③:補助金交付回数、赤枠:8事業年度

*詳しくは、別紙「玉野市協働のまちづくり事業」交付回数の説明を参照してください。

2 民間団体の補助金との併用ができるようになります！

他の補助制度
との併用不可

見直し後

併用 OK

民間団体(福武教育文化振興財団、橋本財団など)の補助制度

併用 NG

国・地方公共団体、それらの外郭団体等からの補助制度

3 経費の上限、対象となるものが追加されます！

上限額

飲料費を除き
明確な上限なし

見直し後

備品費 補助対象経費総額の5割まで
旅費交通費 宿泊費は、1泊14,500円まで
委託料 補助対象経費総額の5割まで
報償費 1回10万円まで

対象経費

修繕費、
延長保証料
は対象外

見直し後

備品の修繕費、購入時の延長保証料
を補助対象経費として追加